

自動販売機設置仕様書

1	設置期間	<p>下記のとおりとします。</p> <p>佐久平駅前第1立体駐車場 【令和5年2月27日から令和10年3月31日】</p> <p>佐久市振興公社ビル 【令和5年4月1日から令和10年3月31日】</p>
2	販売品目	<p>下記のとおりとします。</p> <p>佐久平駅前第1立体駐車場【清涼飲料、アイスクリーム】</p> <p>佐久市振興公社ビル【清涼飲料】</p> <p>※同じ販売品目の自動販売機を2台以上隣接して設置する場合、原則として販売する商品メーカー（以下、メーカーとする）は自動販売機1台毎に異なるものとします。</p> <p>※複数のメーカーが混在する自動販売機を設置する場合、自動販売機1台につき1つのメーカーが半数以上を占めるものとします。</p> <p>※販売商品の具体的な構成については、事前に施設管理者と協議の上、決定するものとします。</p>
3	販売価格 (税込)	<p>下記のとおりとします。</p> <p>佐久平駅前第1立体駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイスクリーム <ul style="list-style-type: none"> …………… 様式第5-1-1 …………… 様式第5-1-2 ・清涼飲料 <ul style="list-style-type: none"> 缶・ペットボトル・ビン …………… 様式第5-1-3 …………… 様式第5-1-4 <p>佐久市振興公社ビル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清涼飲料 <ul style="list-style-type: none"> 缶・ペットボトル・ビン …………… 様式第5-2 <p>商品価格、容量、品目に関しては、施設管理者と協議の上、決定するものとします。</p> <p>価格に変動があった場合は施設管理者と協議するものとします。</p>

4	設置機器仕様	<p>(1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものである機器とします。</p> <p>(2) 500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できる機器とします。</p> <p>(3) 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置業者の責任において対応してください。</p>
5	売上報告	設置業者は、自動販売機の売上状況を施設管理者の指定する期日までに提出してください。
6	売上手数料	<p>自動販売機に係る毎月の売上の税抜総合計額に、手数料率（入札時の手数料率）を乗じ、消費税を加算してください。</p> <p>毎月、施設管理者の指定する日付までに支払ってください。</p>
7	電気料	電気料等光熱水費については、施設管理者が負担します。
8	設置管理運営	<p>下記、自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務をすべて行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機への商品の補充 ・現金の回収とつり銭の補充 ・故障・クレーム時の対応、点検に係わる業務 ・自動販売機の内部・外観の清掃 ・商品のメニューチェンジ ・売り切れ、賞味期限切れチェック <p>※自動販売機の維持につきましては、随時専門技術サービス員を派遣し、保守業務を行ってください。</p> <p>※自動販売機の故障等については、365日体制で専門の修理サービスマンにより即時対応してください。</p>
9	空容器回収	<p>空容器は設置事業者が回収してください。</p> <p>※販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置してください。また、回収ボックスは空容器の分別が可能なものとします。</p>
10	必要経費	自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。
11	原状回復	設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を施設管理者の請求することができません。

1 2	業務の解除	設置事業者は、自己の都合により自動販売機を取り下げる場合は、事前に施設管理者に書面により通知することで、施設管理者の指示する方法により、業務を解除することができます。
1 3	事故責任	自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、施設管理者の責に帰さない事由による場合は、設置事業者が補償することとします。
1 4	機種の変更等	機種の交換、販売商品の変更を行う場合は、予め施設管理者と協議の上、行うこととします。
1 5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。 ・自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないでください。 ・販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従ってください。 ・関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行ってください。 ・本仕様書に定めのない事項については、施設管理者と協議の上、決定してください。